

# 浄化槽の法定検査を受けましょう

浄化槽は私たちの生活から排出された汚水を浄化し、きれいな水にして流すことができる装置です。

浄化槽の使用者は浄化槽の保守点検や清掃とは別に、これらが適正に行われており、機能が正常に維持されているかを確認する法定検査が法律で義務付けられています。

検査は（公財）鹿児島県環境保全協会の検査員が行います。このうち、定期検査については4年に1度の基本検査と、4年に3回の採水検査を行います。

検査対象となった浄化槽の使用には、事前に日程通知がありますので必ず受検しましょう。

検査手数料について（一般家庭5～10人槽）		
採水検査員	基本検査 （ガイドライン検査）	—
3,000円	5,000円	合併浄化槽
	4,000円	単独浄化槽



## 問い合わせ先

役場水道課下水道係

☎ (86) 1114 [直通]

(公財) 鹿児島県環境保全協会

☎ 099 (296) 9000 [直通]

鹿児島県生活排水対策室

☎ 099 (286) 3685 [直通]

インフォメーション



ながしま  
みんなで  
ごみを  
減らそう  
エコ通信

## 生ごみ処理機を活用しませんか？

町では、ごみの減量化推進の一環として家庭から排出される生ごみの軽量化、再資源化を図るため、生ごみ処理機などの購入に対する補助金を交付しています。詳しくは問い合わせください。

### ○電動生ごみ処理機

・補助金額

購入金額の2分の1  
(上限：3万5千円)

### ○コンポスト

・補助金額

購入金額の2分の1  
(上限：2500円)

### ○キエーロ

・購入経費 無料

・数量限定

ベランダ型 10基  
花壇タイプ 10基

※生ごみの水切りが不要で、虫や臭いが気になりません。



〈キエーロ：花壇タイプ〉



〈キエーロ：ベランダタイプ〉



〈コンポスト〉



〈電動生ごみ処理機〉

## 問い合わせ先

役場介護環境課衛生係

☎ (86) 1153 [直通]